

板橋区立蓮根小学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、蓮根小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

3. 災害対応

(1) 地震時の対応

緊急地震速報発令



対応1・第一次避難 職緊急地震速報を聞いたら、避難姿勢をとる

★児童の避難

室内にいた場合	机等の下に入って、机の脚をつかむ。
廊下や階段付近にいた場合	近くの部屋に入り、机等の下に入る。
体育館・マルチルームにいた場合	窓から離れて、中央に集まり身を低くする。
校庭にいた場合	校庭の中央に集まり身を低くする。
校外での活動している場合	その場で身を低くし、揺れが収まったら安全な場所に避難する。
交通機関や施設内にいた場合	施設職員からの指示に従う。

- ★放送機器使用不可の場合・伝令による指示（1階：事務 2～4階：主事・専科教員）
・校庭から拡声器で指示（副校長・校庭にいる職員）

対応2・第二次避難 二次避難場所（校庭）

- ★本部の設営 本部旗・拡声器等の準備 緊急連絡簿の持ち出し(安全確保後)
(副校長・職員室にいる職員)

- ★教師の指示 安全の確保、児童に動揺を与えない発言

- ★避難にあたっての確認
- ・防災頭巾着用（可能な範囲）
 - ・冬は防寒対策
 - ・窓・カーテン・ドアを開け、避難路を確保する。
 - ・担任はヘルメットの着用、出席簿を携行をする。

- ★校舎外では、早足で行動し、安全な避難場所に組別に整列。

- ★児童の安否確認（不明者、負傷者の有無・程度、健康状況）を確認し、副校長に連絡。
「欠席 名、現在 名 異常ありません。」

※異常がある場合は状況報告。



チェック1・所在不明者 負傷者

有り

対応3・所在不明者・負傷者

- ★所在不明の児童がいる場合は、校長（副校長）の指示のもと、状況に応じて複数で捜索する。
(専科、事務、用務主事)
- ★負傷者がいる場合は、応急手当を行う。（養護）



対応4・進度5弱以上の地震発生時の対応（原則として保護者への引き渡しとする。）

- ★保護者への連絡：緊急一斉メール・ホームページ（副校長・情報担当）
- ★引き渡しの際、教室に荷物を取りに戻らない。靴は上履きのまま。
- ★引き渡しの際、出席簿等の名簿に記録する。（担任）
- ★火災の状況によっては、第三次避難場所（城北公園）に避難する。



教育委員会への連絡 3 5 7 9 - 2 6 4 3 (校長)



対応5・避難所開設

★避難所長、避難所隊・避難所班到着

★避難施設対策本部開設

- ・避難所名簿作成（五十音別、住所別、避難部屋別、）
- ・建築物被害状況確認
- ・各対策部設置（責任者決定）
- ・各対策部スタッフ編成
- ・電気、水道、ガス確保状況確認
- ・町会対策本部との連絡
- ・避難者受付業務開始
- ・宿泊準備
- ・二次災害避難体制確認 保護者への連絡：緊急メール・ホームページ（副校長・情報担当）
- ・毛布配布

★宿泊準備

- ・二次災害避難体制確認
- ・その他（生活必需品）

★避難施設対策本部会議（避難所長、副避難所長、各町会代表、校長）

★避難施設班長会議 ・各種連絡・約束取り決め ・注意確認